一般社団法人日本林野測量協会定款

第１章　総則

（名称）

第1条　この法人は、一般社団法人日本林野測量協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第2条　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2　本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　本協会は、森林測量事業の技術の向上及びその啓蒙普及を図ることにより森林測量事業の健全な進歩発展を図り、もって林業の振興と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）　森林測量事業の技術に関する調査研究及び提言

（2）　森林測量事業の啓蒙普及

（3）　森林測量事業の技術に関する講習会の開催及び印刷物の発行

（4）　森林測量技術に関する情報・資料の収集、交換及び提供

（5）　前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章　会員

（種別）

第5条　本協会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（1）　正会員

ア　森林測量事業にたずさわる法人であって本会の目的に賛同して入会したもの。

イ　林業に関する学識経験者であって特に本会のために尽力されるものとして、理事会の決議により推薦され、入会したもの。

（2）　賛助会員

本協会の事業を賛助するため、理事会の承認を得て、入会したもの。

（入会）

第６条　本協会の正会員または賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条　　正会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2　前項の入会金及び会費についてはその全額を本協会の活動に必要な経費に充てるものとする。

（任意退会）

第8条　　会員は、別に定める退会届けを提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条　　会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の決議を得て、その会員を除名することができる。

（1）本協会の業務を妨げ、又は本協会の名誉を毀損する行為をしたとき。

（2）定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

（会員資格喪失）

第10条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第 7 条の会費を納入せず、督促後なお会費を１年以上納入しないとき。

（2）総正会員が同意したとき。

（3）当該会員が解散し、又は死亡したとき。

第4章　　総会

（種別、構成、議決権）

第11条　本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3　総会は、正会員を持って構成し、正会員は、各１個の議決権を有する。

（権限）

第12条　総会は、次の事項を決議する。

（1）定款の変更
（2）役員の選任及び解任
（3）事業報告及び決算の承認
（4）役員の報酬等の額及び支給の基準
（5）会員の除名
（6）解散及び残余財産の処分
（7）その他総会で定めるものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 13 条　定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
2　臨時総会は、必要ある場合に開催する。

（招集）
第14条　総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2　総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第 15 条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）
第 16 条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。
（1）定款の変更
（2）監事の解任
（3）会員の除名
（4）解散
（5）残余財産の処分
（6）その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する事案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

（書面等による議決権の行使及び議決権の代理行使）

第 17 条　総会に出席できない正会員は、書面をもって議決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。この場合、当該代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は、総会毎にしなければならない。

3　第 1 項の規定により代理権を行使した正会員は、総会に出席したものとみなす。また、代理行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第 18 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人 2 名が、記名押印しなければならない。

第 5 章　役員等

（種類及び定数）

第 19 条　本協会に、次の役員を置く。

（1）理事　8 名以上 12 名以内

（2）監事　2 名以内

2　理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（選任等）

第 20 条　理事及び監事は総会において選任する。

2　会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3　監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4　理事のうち、同一親族（配偶者又は 3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務を執行する。

2　会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。また、理事会が予め決定し

た順序により、会長に事故あるときはその業務を代理し、会長が欠けたときはその業務を行う。

4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5　会長、副会長、専務理事は、事業年度毎に 4 箇月を越える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第 23 条　役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、第 19 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

（解任）

第 24 条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。

（報酬）

第 25 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

２　前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（顧問）

第 26 条　本協会に、2 名以内の顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3　顧問は、本協会の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4　第 23 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

第 6 章　理事会

（構成）

第 27 条　本協会に理事会を置く。
　2　理事会は、すべての理事で構成する。
　3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（権限）
第 28 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（1）総会の開催日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
（2）規則の制定、変更及び廃止
（3）前各号に定めるもののほか、本協会の重要な業務執行の決定
（4）理事の職務の執行の監督
（5）会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）
第 29 条　理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは業務執行理事が招集する。

（議長）
第 30 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）
第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）
第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
　2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第 7 章　財産及び会計

（財産の構成）
第 33 条　本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）会費
（2）事業に伴う収入
（3）寄付金品
（4）その他の収入

（財産の管理）

第 34 条　本協会の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（事業年度）

第 35 条　本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条　本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号から第 2 号までの書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けるものとする。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）正味財産増減計算書

（5）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2　第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（長期借入金）

第 38 条　本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第 39 条　本協会は、剰余金の分配は行わない。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 40 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 41 条　本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 42 条　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章　専門部会

（専門部会の設置等）
第 43 条　本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、専門部会を設けることができる。
2　専門部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は、審議する。
3　専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 10 章　事務局

（事務局）
第 44 条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章　情報の公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第 45 条　本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

（個人情報の保護）
第 46 条　本協会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

（公告）

第 47 条　本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章　委任

（委任）

第 48 条　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　本協会の最初の代表理事たる会長は瀬川信也とする。

3　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。